

令和7年5月29日提出

令和7年6月市議会定例会議案

(議案第30号から議案第46号まで)

木 更 津 市

令和 7 年 6 月市議会定例会議案目録

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 3 0 号	専決処分の承認を求めることについて	財 務 部	1
議 案 第 3 1 号	専決処分の承認を求めることについて	健康づくり部	4
議 案 第 3 2 号	令和 7 年度木更津市一般会計補正予算（第 2 号）	財 務 部	別冊
議 案 第 3 3 号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について	総 務 部	6
議 案 第 3 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 部	7
議 案 第 3 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 部	8
議 案 第 3 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 部	9
議 案 第 3 7 号	木更津市駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	都 市 整 備 部	1 0
議 案 第 3 8 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	1 1
議 案 第 3 9 号	木更津市職員の育児休業等に関する条例及び木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	1 3
議 案 第 4 0 号	木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について	財 務 部	1 8
議 案 第 4 1 号	木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 協 働 部	2 3
議 案 第 4 2 号	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 協 働 部	2 4
議 案 第 4 3 号	原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について	環 境 部	3 6

議案第４４号	工事請負変更契約の締結について	資 産 管 理 部	３７
議案第４５号	工事請負変更契約の締結について	消 防 本 部	３８
議案第４６号	市道路線の認定について	都 市 整 備 部	３９

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の施行に伴い、木更津市税条例（昭和 36 年木更津市条例第 44 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、同条例の一部を改正する条例を令和 7 年 3 月 31 日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専決第 11 号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 31 日専決処分

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 16 号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和 36 年木更津市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 8 条の 2 第 23 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 26 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第8条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第22条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）の施行に伴い、木更津市国民健康保険税条例（昭和 50 年木更津市条例第 28 号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、同条例の一部を改正する条例を令和 7 年 3 月 31 日に専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。

専決第 13 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 31 日専決処分

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 17 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和 50 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 33 号

木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について

木更津市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	齊 藤 英 一	□□□□□□□□□□

令和 7 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市固定資産評価審査委員会委員齊藤英一氏の任期満了に伴い、同氏を再度選任しようとするものである。

議案第 3 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	藤 森 けい子	□□□□□□□□□□

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員藤森けい子氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 35 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	佐久間 克 美	□□□□□□□□□□

令和 7 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員佐久間克美氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 36 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	西 村 雅 孝	□□□□□□□□□□

令和 7 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員安藤順子氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、西村雅孝氏を後任の委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 37 号

木更津市駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

木更津市駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

木更津市駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 3 年木更津市条例第 24 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市庁舎の移転に伴い、木更津駅前西口駐車場を廃止するため、条例を廃止しようとするものである。

議案第 38 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 投票管理者の項中「12, 800」を「14, 500」に改め、同表期日前投票所投票管理者の項中「11, 300」を「12, 800」に改め、同表開票管理者の項及び選挙長の項中「11, 000」を「12, 200」に改め、同表投票立会人の項中「11, 300」を「12, 400」に改め、同表期日前投票所投票立会人の項中「9, 600」を「10, 900」に改め、同表不在者投票外部立会人の項目の目中「10, 900」を「12, 400」に改め、同項時間の目中「1, 282」を「1, 458」に、「10, 900円」を「12, 400円」に改め、同表開票立会人の項及び選挙立会人の項中「10, 000」を「10, 100」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

近年の物価の変動等を踏まえて、投票管理者、期日前投票所投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、期日前投票所投票立会人、不在者投票外部立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬額を引き上げるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 39 号

木更津市職員の育児休業等に関する条例及び木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市職員の育児休業等に関する条例及び木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の育児休業等に関する条例及び木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 19 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第 20 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 20 条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「第 61 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

第 20 条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 20 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第

2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条中「第13条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

(木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年木更津市条例第2号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 木更津市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、

介護両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求、申告又は申出が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中第20条第3項の改正規定（「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める部分に限る。）、第2条中第15条第1項の改正規定及び第16条の次に次の3条を加える改正規定（第16条の3及び第16条の4に係る部分に限る。）並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の木更津市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講

ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）等の施行に伴い、部分休業の取得方法を選択できるようにする等のため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第40号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の6第1項中「、金銭」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第36条の2第1項ただし書中「）若しくは」を「）、」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3

号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第3条の2の3を削る。

附則第14条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第14条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満

の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第14条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(3) 第34条の6第1項の改正規定及び附則第3条の2の3を削る改正規定並びに附則第3条第2項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の6第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の

規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であつて同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

- 3 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の木更津市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、木更津市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 木更津市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 4 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第 1 4 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 4 1 号

木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 1 4 年木更津市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 木更津駅西口第 1 自転車駐車場の項及び木更津駅西口第 2 自転車駐車場の項中「富士見 1 丁目」を「富士見一丁目」に改め、同表木更津駅西口第 3 自転車駐車場の項を削り、同表木更津駅東口第 1 自転車駐車場の項、木更津駅東口第 2 自転車駐車場の項及び木更津駅東口第 3 自転車駐車場の項中「富士見 1 丁目」を「富士見一丁目」に改め、同表木更津駅東口第 4 自転車駐車場の項中「大和 1 丁目」を「大和一丁目」に改め、同表木更津駅東口第 5 自転車駐車場の項中「富士見 1 丁目」を「富士見一丁目」に改め、同表岩根駅西口第 1 自転車駐車場の項中「岩根 3 丁目」を「岩根三丁目」に改め、同表岩根駅東口第 1 自転車駐車場の項中「高砂 3 丁目」を「高砂三丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市庁舎の移転による木更津駅前西口駐車場の廃止に伴い、木更津駅西口第 3 自転車駐車場を廃止する等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 4 2 号

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 3 0 年木更津市条例第 2 号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例

第 1 条中「木更津市金田地域交流センター」を「木更津市地域交流センター」に改める。

第 2 条中「次」を「別表第 1」に改め、同条の表を削る。

第 3 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 協働のまちづくりに関すること。

(6) 学校、図書館等の教育、文化に関する諸施設との連携に関すること。

第 4 条ただし書を次のように改める。

ただし、市長は、必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（次号において「
休日」という。）（木更津市金田地域交流センター（同号、第 2 0 条第 1 項、第 2 1 条及び
第 2 2 条第 1 項において「金田交流センター」という。）を除く。）

第 4 条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない
日）（金田交流センターに限る。）

第 5 条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「、あらかじめ市長の承認を得て」を削
る。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「第8条第3項各号」を「第6条第3項各号」に改め、同条第2項中「又は指定管理者」を削り、同条を第8条とする。

第11条第1項及び第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「第8条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第12条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項本文中「料金（以下「利用料金」という。）」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「利用料金」を「第1項の使用料」に、「別表第1及び別表第2」を「別表第2及び別表第3」に改め、「の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの」を削り、同条第4項を削り、同条を第10条とする。

第13条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」を「公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料」に改め、「免除」の次に「（別表第2に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

第13条を第11条とする。

第14条の見出し及び同条第1項本文中「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第2項本文中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項ただし書を削り、同条を第12条とする。

第15条を第13条とし、第16条を第14条とする。

第17条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1項中「第10条」を「第8条」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第17条とする。

第20条を第18条とする。

第21条中「第8条第3項又は第10条第1項」を「第6条第3項又は第8条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第22条を第23条とし、同条の前に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、金田交流センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第8条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、第9条第1項及び第2項、第15条、第16条並びに第17条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号から第3号まで、第7号及び第8号に規定する業務
- (2) 金田交流センターの利用及びその制限に関する業務
- (3) 金田交流センターの管理運営に関する業務
- (4) 金田交流センターの施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第22条 利用者は、金田交流センターの利用に係る利用料金を許可施設等を利用する前に指定管理者に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項の利用料金の額は、別表第4及び別表第5に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 第1項の利用料金の減額又は免除及び返還については、第11条及び第12条の規定を準用する。この場合において、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第

1 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料」とあるのは「あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金」と、「免除（別表第 2 に定める陶芸用電気窯の使用料を除く。）」とあるのは「免除」と、同条第 2 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 1 2 条の見出し及び同条第 1 項本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 2 項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、指定管理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 2 条）

名称	位置
木更津市中央地域交流センター	木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市富来田地域交流センター	木更津市真里谷 1 1 0 番地
木更津市岩根地域交流センター	木更津市高柳三丁目 2 番 1 号
木更津市鎌足地域交流センター	木更津市矢那 8 9 9 番地 1
木更津市中郷地域交流センター	木更津市井尻 7 8 9 番地
木更津市富岡地域交流センター	木更津市下郡 1 7 7 0 番地 1
木更津市文京地域交流センター	木更津市文京二丁目 6 番 5 4 号
木更津市八幡台地域交流センター	木更津市八幡台四丁目 2 番 1 号
木更津市東清地域交流センター	木更津市笹子 4 6 9 番地 1
木更津市清見台地域交流センター	木更津市清見台南五丁目 1 番 2 9 号
木更津市清見台地域交流センター附属体育館	木更津市清見台南五丁目 1 番 2 9 号
木更津市畑沢地域交流センター	木更津市畑沢 1 0 5 3 番地 1 2
木更津市岩根西地域交流センター	木更津市江川 9 3 4 番地 1
木更津市西清川地域交流センター	木更津市永井作二丁目 1 1 番 1 2 号
木更津市波岡地域交流センター	木更津市大久保五丁目 7 番 1 号
木更津市桜井地域交流センター	木更津市桜井新町四丁目 2 番地
木更津市金田地域交流センター	木更津市金田東六丁目 1 1 番地 1

別表第2（第10条第3項）

種別	利用区分	単位	使用料
木更津市中央地域交流センター	第1会議室	1時間当たり	400円
	第2会議室	1時間当たり	400円
	第3会議室	1時間当たり	400円
	第4会議室	1時間当たり	150円
	第5会議室	1時間当たり	300円
	第6会議室	1時間当たり	150円
	第7会議室	1時間当たり	600円
	多目的ホール	1時間当たり	1,000円
木更津市富来田地域交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	茶室	1時間当たり	150円
	和室	1時間当たり	150円
	会議室	1時間当たり	150円
	第1研修室	1時間当たり	300円
	第2研修室	1時間当たり	300円
	調理実習室	1時間当たり	300円
	体育室	1時間当たり	400円
	工芸実習室	1時間当たり	400円
	多目的ホール	1時間当たり	600円
木更津市岩根地域交流センター	保育室	1時間当たり	150円
	第1学習室	1時間当たり	150円
	第2学習室	1時間当たり	150円
	第3学習室	1時間当たり	150円
	第4学習室	1時間当たり	150円
	休養室	1時間当たり	150円
	集会室	1時間当たり	300円
木更津市鎌足地域交流センター	図書室	1時間当たり	150円

センター	学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	工作室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	3 0 0 円
	研修室	1 時間当たり	4 0 0 円
	陶芸用電気窯	1 回の利用につき	素焼き 1, 2 0 0 円 本焼き 2, 4 0 0 円
木更津市中郷地域交流センター	調理実習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	児童図書室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 1 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	1 5 0 円
	視聴覚室	1 時間当たり	1 5 0 円
木更津市富岡地域交流センター	第 1 ・ 第 2 集会室	1 時間当たり	3 0 0 円
	会議室	1 時間当たり	1 5 0 円
	研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	1 5 0 円
	陶芸用電気窯	1 回の利用につき	素焼き 1, 2 0 0 円 本焼き 2, 4 0 0 円
木更津市文京地域交流センター	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市八幡台地域交流センター	第 1 ・ 第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	1 5 0 円

	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市東清地域交流センター	第 1 研修室	1 時間当たり	4 0 0 円
	第 2 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	和室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
木更津市清見台地域交流センター	和室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 1 研修室	1 時間当たり	4 0 0 円
	第 2 研修室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市畑沢地域交流センター	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	1 5 0 円
	集会室	1 時間当たり	4 0 0 円
	陶芸用電気窯	1 回の利用につき	素焼き 1, 2 0 0 円 本焼き 2, 4 0 0 円
木更津市岩根西地域交流センター	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	1 5 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市西清川地域交流センター	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円

	第 3 学習室・調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	第 4 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	4 0 0 円
	陶芸用電気窯	1 回の利用につき	素焼き 1, 2 0 0 円 本焼き 2, 4 0 0 円
木更津市波岡地域交流センター	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	3 0 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円
木更津市桜井地域交流センター	第 1 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 2 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	第 3 学習室	1 時間当たり	1 5 0 円
	保育室	1 時間当たり	1 5 0 円
	休養室	1 時間当たり	3 0 0 円
	調理実習室	1 時間当たり	3 0 0 円
	集会室	1 時間当たり	5 0 0 円

備考

- 1 市内に住所を有する者又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「住民等」という。）でないものが利用する場合の使用料は、利用区分に応じてこの表に規定する使用料（陶芸用電気窯を除く。以下この表において「規定使用料」という。）にその 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合

の使用料は、規定使用料に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、使用料を算出するものとする。

(1) 1,000円以下の額 5割

(2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利又は営業（以下「営利等」という。）の目的で利用する場合の使用料は、規定使用料にその10割に相当する額を加算した額とする。

5 展示（営利等の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第3（第10条第3項）

種別	利用区分	単位	使用料
木更津市清見台地	アマチュアスポーツに利用する場合	1時間当たり	900円
域交流センター附属体育館	その他の場合	1時間当たり	3,100円

備考

1 住民等でないものが利用する場合の使用料は、利用区分に応じてこの表に規定する使用料（以下この表において「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 利用者が、入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、使用料を算出するものとする。

(1) 1,000円以下の額 5割

(2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利等の目的で利用する場合の使用料は、規定使用料にその10割に相当する額を加算した額とする。

別表第4（第22条第3項）

種別	利用区分	単位	利用料金
木更津市金田地域交流センター	多目的ホール	1時間当たり	1,500円
	イベントスペース1	1時間当たり	500円
	イベントスペース2	1時間当たり	500円
	ワークショップ室1	1時間当たり	150円
	ワークショップ室2	1時間当たり	150円
	調理室	1時間当たり	400円
	研修室1	1時間当たり	150円
	研修室2	1時間当たり	150円
	会議室1	1時間当たり	250円
	会議室2	1時間当たり	250円
	会議室3	1時間当たり	250円
	和室1	1時間当たり	200円
	和室2	1時間当たり	200円
	コワーキングスペース (1人1席利用)	1時間当たり	50円
	ギャラリースペース	1日当たり	1,000円

備考

- 1 住民等でないものが利用する場合の利用料金は、利用区分に応じてこの表に規定する利用料金（以下この表において「規定利用料金」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、利用料金を算出するものとする。
 - (1) 1,000円以下の額 5割

(2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割

(3) 5,000円を超える額 15割

4 営利等の目的で利用する場合（コワーキングスペース（1人1席利用）を利用する場合を除く。）の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。

5 展示（営利等の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額とする。

別表第5（第22条第3項）

種別	利用区分	単位	利用料金
木更津市金田地域交流センター	多目的ホール用グラウンド ピアノ	1回当たり	3,000円

備考

1 利用料金には、調律を含まない。

2 調律は、利用者の負担とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（木更津市立公民館設置及び管理運営条例及び木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 木更津市立公民館設置及び管理運営条例（昭和32年木更津市条例第29号）

(2) 木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例（昭和51年木更津市条例第6号）

（施行前の準備）

3 この条例による改正後の木更津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定による申請の手続、利用料金の決定の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

4 施行日前に附則第2項の規定による廃止前の木更津市立公民館設置及び管理運営条例若しくは木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例又はこの条例による改正前の木更津

市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料金の減額若しくは免除又は返還については、なお従前の例による。

提案理由

市民の自主的な活動の場を提供することにより、市民相互の交流の促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、公民館、市民学習会館及びコミュニティセンターを廃止し、木更津市地域交流センターとして設置することに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 4 3 号

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について

市は、次のとおり和解する。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 和 解 額 4, 1 1 8, 4 1 3 円
- 2 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明
- 3 和 解 の 理 由 東日本大震災による原子力発電所の事故により放射性物質が拡散した。
これにより、市は、食用イノシシ肉の安全確認を行うための全頭検査に係る検査機器維持管理費（令和 5 年度分 2 8 4, 9 0 0 円）、同検査職員の対応費（令和 5 年度分 3, 7 9 9, 4 2 3 円）及び同職員の通信費（令和 5 年度分 3 4, 0 9 0 円）として、4, 1 1 8, 4 1 3 円を支出した。
原子力損害賠償責任は、原則として原子力事業者の無過失責任であることから、上記和解額を相手方が市に支払い、和解の理由に記載した費用（損害）の部分に限り、和解する。

提案理由

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第44号

工事請負変更契約の締結について

市は、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

令和7年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 工 事 名 波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）
- 2 工 事 場 所 木更津市大久保三丁目9番1号
- 3 工 事 概 要 建物概要
校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建て 延べ面積4,571㎡
工事概要
長寿命化工事
屋上防水、外壁改修、建具改修、設備・電気等のライフラインの更新に伴う改修
トイレ改修
和式を洋式へ全面改修、多目的トイレ（1室）の設置
- 4 契 約 金 額 変更前 531,144,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 537,915,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 5 契約の相手方 木更津市幸町一丁目1番6号
日建株式会社
代表取締役 有路 恵里奈

提案理由

令和6年9月27日に可決され変更契約をした波岡中学校校舎長寿命化及びトイレ改修等工事（建築）について工事請負契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第45号

工事請負変更契約の締結について

市は、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

令和7年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 消防署富来田分署建設工事（建築） |
| 2 | 工 事 場 所 | 木更津市真里谷156番地 |
| 3 | 工 事 概 要 | 新築工事
分署棟 鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積759.21㎡
発電機室棟 鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積36.00㎡
解体工事
既存分署 木造一部コンクリートブロック造2階建て 延べ面積614.84㎡
既存カーポート 鉄骨造平屋建て 延べ面積42.40㎡
既存車庫 鉄骨造平屋建て 延べ面積99.90㎡ |
| 4 | 契 約 金 額 | 変更前 468,358,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 482,694,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 5 | 契約の相手方 | 木更津市幸町一丁目1番6号
日建株式会社
代表取締役 有路 恵里奈 |

提案理由

令和7年2月18日に可決された消防署富来田分署建設工事（建築）について工事請負契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第46号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和7年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 2555 号 線	長須賀字上越戸2160番地先
		長須賀字上越戸2156番2地先
2	市 道 1453 号 線	牛込字八王子579番8地先
		牛込字八王子579番7地先
3	市 道 2556 号 線	長須賀字町田前540番1地先
		長須賀字町田前540番4地先
4	市 道 6666 号 線	清見台南四丁目7番7地先
		清見台南四丁目7番14地先
5	市 道 6667 号 線	清見台南四丁目7番23地先
		清見台南四丁目7番30地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。